

# 質 問 回 答

2019年 4月 8日

「ベトナム国農業分野における中小企業等海外展開支援及び今後の農業分野の協力方向性に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）」）について、入札説明書に関する質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	17頁(6)インテリム・レポートの作成と調査項目(7)、および(8)ドラフト・ファイナル・レポートの関係について	<p>指示書においては、関連情報の収集・分析を行い、調査項目(5)に示される、JICAの協力の方向性にかかる検討を行い、(6)インテリム・レポートを作成することとなっています。このインテリム・レポート提出後に、調査項目(7)で、再びJICAの協力の方向性にかかる提言を行うこととされ、その後に(8)でドラフト・ファイナル・レポートを作成することとなっています。</p> <p>当方の理解では、調査項目(5)と(7)は目的が同様であり、(6)のインテリム・レポート作成は、その中間報告であるとするならば、(6)に指示されている、「コメントに基づき同レポートを修正すること」という作業は、むしろ行わず、インテリム・レポートに対するコメントは、ドラフト・ファイナル・レポートに反映させるべきと思われますが、いかがでしょうか。</p> <p>あるいは、調査項目(5)と(7)で目的に違いがありますでしょうか。(6)のインテリム・レポート作成後に日本企業支援に特化した提言をドラフト・ファイナル・レポートに追記するという指示内容でしょうか。当方の理解では、(5)も(7)も、(1)～(3)の調査の結果を踏まえて検討するという点において同じ目的と思慮します(したがって、インテリム・レポートへのコメントは、ドラフト・ファイナル・レポートに反映させればよい)。いかがでしょうか。</p>	<p>(5)ではこれまでの日越農業協力中長期ビジョンによる取組のレビューを踏まえ、今後のモデル地域及び展開先地域における地域開発を念頭に JICA の農業分野の協力方向性にかかる提言を目的としています。</p> <p>(7)では、(5)までの中間報告の提言を達成するためのより具体的な日本企業(特に中小企業等)海外展開支援及び農業協力の方向性(取組み)を JICA へ提言されることを目的としています。</p> <p>インテリム・レポートで受けたコメントは最終的にドラフト・ファイナルレポートに反映させ、調査の総括となるドラフト・ファイナルレポートの作成を目指して下さい。</p>

2	<p>P17 d.カントー市周辺を含む<b>メコンデルタ地域</b>、および、<b>ベンチェ省</b>水管理事業</p> <p>P17 2)モデル地域外の他の地方省 <b>メコンデルタ(ベンチェ省等)</b></p>	<p>1)モデル地域、2)モデル地域外の他の地方省の両方にメコンデルタ地域およびベンチェ省が含まれているように記載されております。</p> <p>メコンデルタ地域およびベンチェ省は正しくは1)と2)のどちらに含まれますでしょうか。</p>	<p>メコンデルタ地域およびベンチェ省ではモデル地域として気候変動対策等の分野横断的な取組が実施されていますので1)に含まれます。</p>
3	<p>P25 1)作業人月(目途): (現地渡航回数:<b>延べ4回</b>)</p>	<p>「延べ4回」について、p.20の9.調査の工程を参考にすると現地作業回数が4回と想定されており、団員全員の合計渡航回数では無いと理解します。合計渡航回数をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>記載の通り団員数×4回の現地作業を合計渡航開数として想定して見積もっていますが、各団員の渡航回数は効率的かつ効果的な調査結果が得られる工程をプロポーザルにてご提案ください。</p>
4	<p>13 ページ 5.実施方針及び留意事項 (4) 7行目</p>	<p>『右可能性等検討に当たっては JICA 農村開発部が 2019 年 1 月から 2020 年 5 月までの予定で実施中の「ASEAN-JICA フードバ リューチェーン形成に係る情報収集・確認調査」にて調査中の ASEAN による FVC 施策 を参考とすること。』</p> <p>とありますが、「ASEAN による FVC 施策」に関する情報はどのように入手できますか。</p>	<p>農村開発部(03-5226-8442)またはベトナム事務所(+84-24-38315005 (286))にご照会下さい。</p>
5	<p>20 ページ 10. 現地再委託 4~6 行目</p>	<p>『現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。調査内容に記載の以下については現地再委託を可能とする』。</p> <p>とありますが、挙げられた 4 項目以外の現地再委託は認めないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>記載した4項目以外の現地再委託はプロポーザルによる提案内容に妥当性と必要性が認められた場合、現地再委託を認めます。</p>
6	<p>同上</p>	<p>『以下、(1)~(3)については、プロポーザルではまとめて 500 万円を定額計上すること。 (1)ベトナムにおける農業組合、農業関連法人個人/企業にかかる調査 (2)農業技能実習生制度の日本での受け入れ、実習生の帰国後の実態等にかかるベトナム国内における派遣元等への調査</p>	<p>(4)も現地再委託項目として認めます。ただし、数量のイメージは提示していますので定額計上の対象外としています。</p>

		<p>(3) 農業に関わる融資・保険・補助金制度や優遇措置調査</p> <p>(4) 成果発信のための広報資料作成』</p> <p>とありますが、(4) 成果発信のための広報資料作成は、現地再委託項目として認めていただけないということでしょうか。</p>	
--	--	---	--

以上